

4月の税務カレンダー

所得税振替納税 23日
個人消費税振替納税 30日



令和7年度雇用保険料率の変更及び 雇用保険の基本手当（失業給付）の改正について

①令和7年4月1日から令和8年3月31日までの雇用保険料率が引き下げられます。

一般の事業の場合		現行	R7.4～R8.3
雇用保険		15.5/1000	14.5/1000
	労働者負担 (失業等給付・育児休業給付)	6/1000	5.5/1000
	事業主負担 (失業等給付・育児休業給付・雇用保険二事業)	9.5/1000	9/1000

※変更のタイミングは、「4月1日以降に最初に到来する締め日により支給される給与」からです。

②雇用保険の基本手当（失業給付）の改正

自己都合離職者は、失業給付（基本手当）の受給に当たって、基本手当の受給資格決定日から7日間の待機期間満了後1～3か月間（※）は基本手当を支給されません。（給付制限）

※退職日が令和7年4月1日以降である場合は原則1か月、令和7年3月31日以前である場合は原則2か月
退職日から5年以内に2回を超える場合は3か月

「雇用保険法等の一部を改正する法律」の施行により、令和7年4月以降に自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練等を行った場合には、給付制限が解除され、基本手当（失業給付）を受給できるようになりました。

次のいずれかの教育訓練等（令和7年4月1日以降に受講を開始したものに限る）を、離職日前1年以内に受けた方、または、離職日以後に受けている方が対象となります。ただし、離職日前1年以内に教育訓練等を受けた場合でも、途中退校している場合は給付制限の解除の対象となりません。

- ①教育訓練給付金の対象となる教育訓練
- ②公共職業訓練等
- ③短期訓練受講費の対象となる教育訓練
- ④①～③に準ずるものとして職業安定局長が定める訓練

＜最低賃金の全国加重平均額と引き上げ率の推移＞

昨年（令和6年＝2024年）の最低賃金（全国加重平均額）は1,055円でした。前年と比較して51円のUPでした。本年はどうなるのでしょうか？10年前（平成27年＝2015年）は、798円でした。この10年間で、最低賃金は257円UPしたことになります。率にして32.2%のUPとなります。生産性を向上させ、賃金の上昇分を吸収する努力は重要だと思いますが、価格転嫁を考慮せざるを得ない状況ではないでしょうか？
